**平成２２年（フ）第５９１６号**
大阪府守口市金田町１丁目15番９号
債務者　森本　敬一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５９２２号**
大阪府東大阪市若江北町３丁目10番28号
債務者　辻川いつみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５９２５号**
大阪市西成区天下茶屋３丁目26―13　ジュネス田村305号、住民票上の住所大阪市西成区花園北１丁目７番14―1003号
債務者　中井　保廣
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５９３２号**
大阪府吹田市新芦屋上16番６号
債務者　平川　嘉房
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５９３３号**
大阪府箕面市西宿３丁目７番16号
債務者　小倉　友香
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１８６号**
岡山県浅口市金光町占見700番地７
債務者　野間　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１８７号**
岡山県浅口市金光町占見700番地７
債務者　野間由美子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２７２号**
岡山県笠岡市東大戸407番地１
債務者　竹森　寅雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２７３号**
岡山県笠岡市東大戸407番地１
債務者　竹森　文恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２７８号**
岡山県倉敷市中島2597番地１
債務者　上向　智恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２８２号**
岡山県倉敷市浜ノ茶屋１丁目11―１レジデンス辻が花Ⅰ405号、住民票上の住所岡山県倉敷市幸町７番27―203号
債務者　永石　義隆
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２９２号**
岡山県総社市井尻野2978番地７　グリーンコーポ102
債務者　岸本マリアビクトリアアグスティン
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第６８号**
福岡県京都郡みやこ町犀川崎山1006番地
債務者　義經　照敏
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第７２号**
福岡県築上郡築上町大字椎田1626番地３
債務者　平塚　節子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第８５号**
北海道滝川市一の坂町東１丁目４番１―226号　一の坂団地
債務者　相川　亜希
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第８８号**
北海道赤平市豊丘町２丁目２番地
債務者　丹野二三男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第８９号**
北海道赤平市百戸町東１丁目34番地
債務者　平子　春美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第７６号**
青森県十和田市大字三本木字西小稲480番地74　コーポレモン
債務者　太田　　渡
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
青森地方裁判所十和田支部